

矢掛町の給与・定員管理等について

1 総 括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

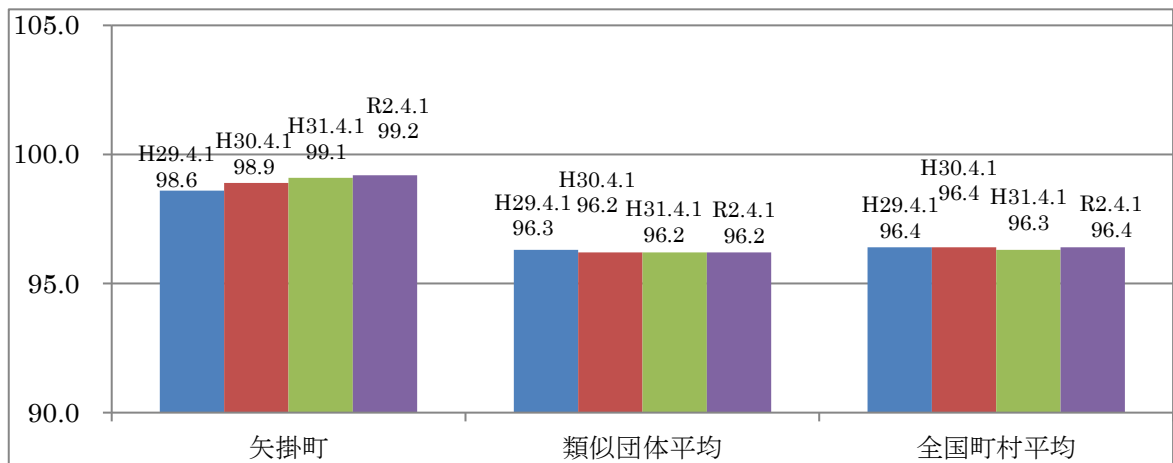
区 分	住民基本台帳人口 (2年1月1日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人 14,162	千円 8,639,100	千円 662,915	千円 850,848	% 9.8	% 9.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似型町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 95	千円 328,639	千円 45,920	千円 139,240	千円 513,799	千円 5,408	千円 5,544

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、31年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ラスパイレス指数は、3年前と比較し0.5ポイント以上上昇しているが、一般行政職員の構成人数が少ないため異動等による現象で特に大きな要因はない。平成27年4月1日現在で、国と同様の総合的見直しを実施している。

(4) 給与改定の状況 人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 平成 27 年 4 月 1 日

[実施内容 行政職給料表 1.8%引下げ]

※激変緩和のため 3 年間（平成 30 年 3 月末まで）の現給保障

※他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

②地域手当の見直し 該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当 手当額は国より低い 内容については国の基準に合わせて整備

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１） 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（２年４月１日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
矢掛町	38.2 歳	293,500 円	330,284 円	315,667 円
岡山県	43.5 歳	335,002 円	416,066 円	365,817 円
国	43.2 歳	327,564 円	－	408,868 円
類似団体	41.5 歳	302,596 円	349,574 円	325,535 円

②税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
矢掛町	35.1 歳	269,200 円	307,228 円	279,428 円
国	42.8 歳	358,234 円	－	435,038 円
類似団体	38.6 歳	287,471 円	351,074 円	306,764 円

③技能労務職

区 分	公 務 員				民 間		
	平均 年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均給与月額 （国比較ベース）	対応する民間 類似職種	平均 年齢	平均給料 月額
矢掛町	52.2 歳	289,300 円	296,934 円	291,467 円	自家用乗用 自動車運転者	56.0 歳	248,100 円
国	50.9 歳	287,283 円	－	328,862 円			
類似団体	51.5 歳	280,085 円	294,819 円	288,268 円			

（注） 1 「平均給料月額」とは、2 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（2年4月1日現在）

区 分		矢掛町	岡山県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	194,300 円	182,200 円
	短大卒	165,900 円		
	高校卒	154,900 円	157,900 円	150,600 円
技能労務職	18～21歳	163,300 円		
	22～25歳	169,100 円		
	26歳以上	183,600 円		
医療職（二）	大学卒	194,700 円		
	短大3卒	184,700 円		
医療職（三）	短大3卒	209,800 円		
	短大2卒	200,700 円		
	准看護師養成所	171,000 円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（2年4月1日現在）

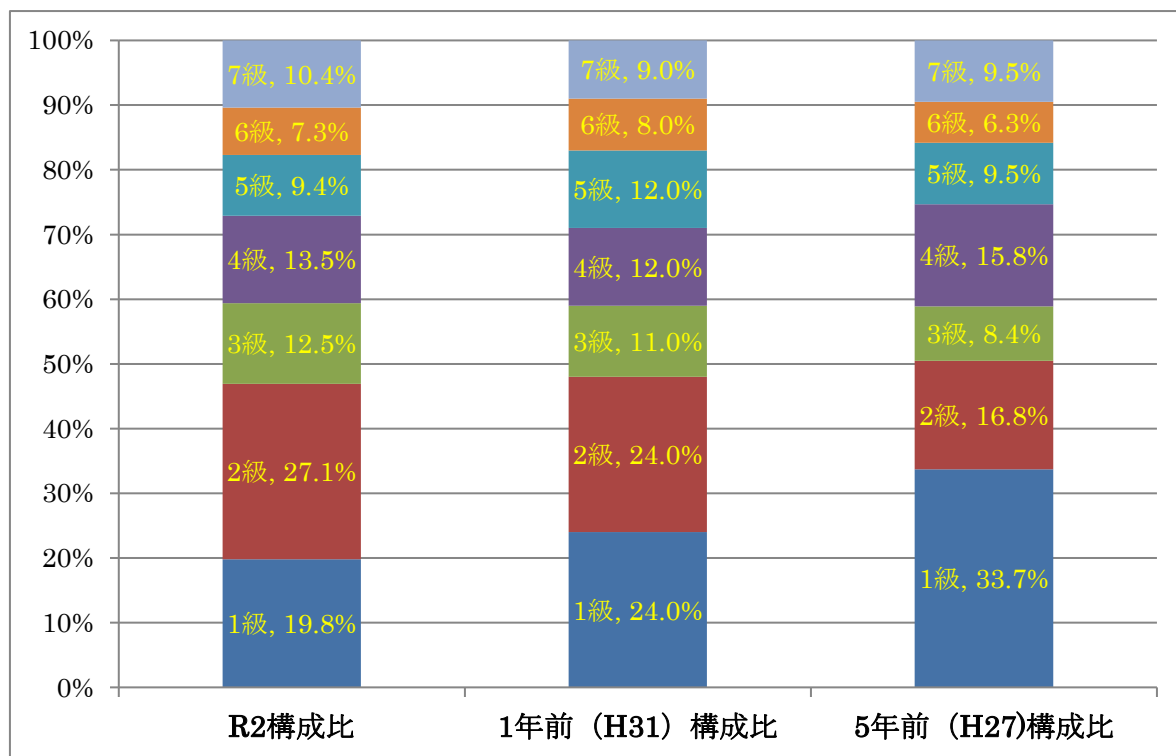
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	242,967 円	340,100 円	377,517 円	423,433 円
医療職（二） 検査技師等	短 大 卒		299,250 円		
医療職（三） 看護師	短 大 卒	254,800 円	304,867 円	325,600 円	357,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

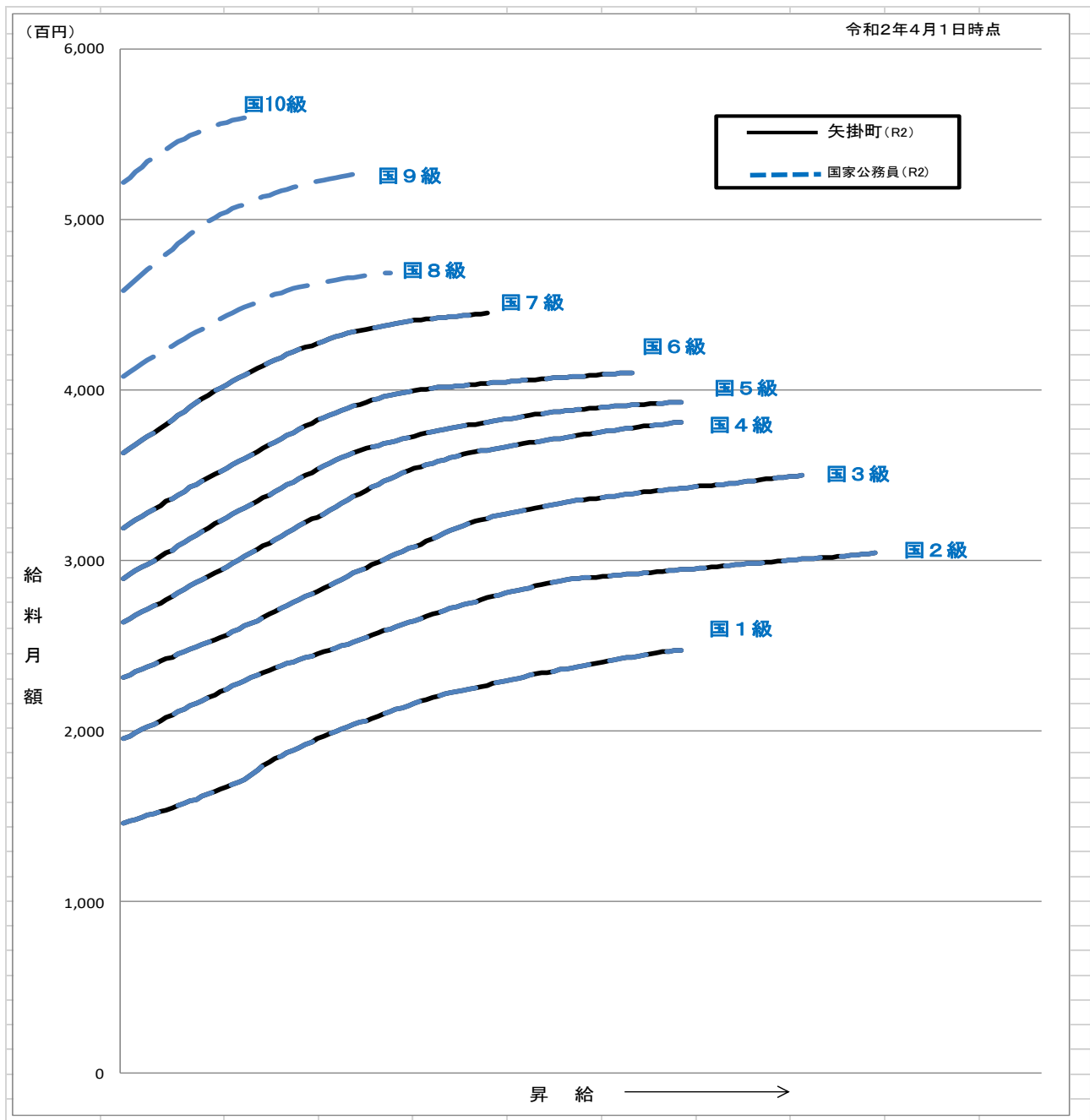
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事等定型的な業務を行う係員の職務	人 19	% 19.8	円 146,100	円 247,600
2級	主事等相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	人 26	% 27.1	円 195,500	円 304,200
3級	主査又はこれに相当する職務	人 12	% 12.5	円 231,500	円 350,000
4級	係長又はこれに相当する職務	人 13	% 13.5	円 264,200	円 381,000
5級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主幹又はこれに相当する職務	人 9	% 9.4	円 289,700	円 393,000
6級	課長代理又はこれに相当する職務	人 7	% 7.3	円 319,200	円 410,200
7級	課長又はこれに相当する職務	人 10	% 10.4	円 362,900	円 444,900

- (注) 1 矢掛町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況【矢掛町】

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

矢 掛 町	岡 山 県	国
1人当たり平均支給額（元年度） 1, 390千円	1人当たり平均支給額（元年度） 1, 752千円	—
（元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2. 60 月分 1. 90 月分 (1. 45) 月分 (0. 90) 月分	（元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2. 60 月分 1. 90 月分 (1. 45) 月分 (0. 90) 月分	（元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2. 60 月分 1. 90 月分 (1. 45) 月分 (0. 90) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）【矢掛町】

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	昇給実績がある成績率	支給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当（2年4月1日現在）

矢 掛 町			国		
(支 給 率)	自己都合	定年	(支 給 率)	自己都合	応募認定・定年
勤 続 2 0 年	19.6695月分	24.586875月分	勤 続 2 0 年	19.6695月分	24.586875月分
勤 続 2 5 年	28.0395月分	33.27075月分	勤 続 2 5 年	28.0395月分	33.27075月分
勤 続 3 5 年	39.7575月分	47.709月分	勤 続 3 5 年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	無し		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2 % ～ 4 5 %)	
1人当たり平均支給額					
自己都合	9 , 1 6 1 千円				
定年	2 0 , 8 7 1 千円				

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。（全会計）

(3) 特殊勤務手当（2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		203千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		20,400円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）		4.6%	
手当の種類（手当数）		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
保育従事手当	保育士	保育園勤務保育従事	1月1,500円
訪問従事手当	保健師	療養指導訪問指導	1回 100円
救護施設従事手当	介護職員・指導員・看護師	救護施設に勤務	1月2,000円
	その他の職員		1月1,500円
理学療法従事手当	理学療法士	理学療法従事	1月3,000円
汚物等の収集・処理手当	職員	犬・猫の死体処理	1回1,000円
防疫等作業手当	保健師等	感染症の病原体の付着等若しくは危険がある処理従事	1回 500円
死体処理手当	行路病死者及び精神異常者の処置従事職員	行路病死者の処理・変死の立会い及び精神異常者の護送立会い	1回1,000円
		行路病死者の死体処理作業	1回2,000円

（注）上記特殊勤務手当の支給実績は、普通会計分である。

(4) 地域手当

該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	10,294千円
職員1人当たり平均支給年額元年度決算	154千円
支給実績（30年度決算）	20,379千円
職員1人当たり平均支給年額30年度決算	287千円

（注）上記時間外手当の支給実績は、普通会計分である。

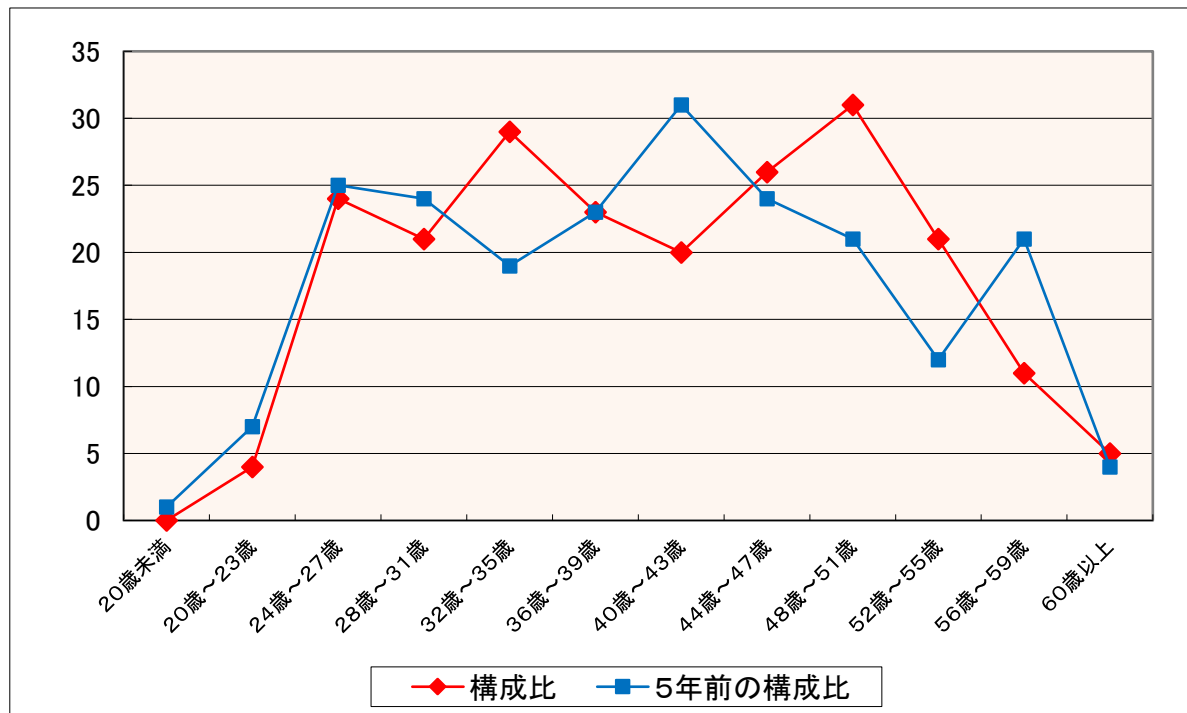
(6) その他の手当（2年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給	同	—	9,766千円	263,946円
住 居 手 当	自ら居住するための住宅を町内に借り受け、家賃を払っている職員	異	支給条件	3,758千円	250,533円
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関又は自動車等を利用する職員に支給	異	支給区分	5,941千円	90,015円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給	異	支給率	10,712千円	446,333円
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給	同	—	5,246千円	119,227円

（注）上記手当の支給実績は、普通会計分である。

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（2年4月1日現在）



区 分	20 歳 未 満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以 上	計
職員数	人 0	人 4	人 24	人 21	人 29	人 23	人 20	人 26	人 31	人 21	人 11	人 5	人 215

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	平成 27 年	28 年	29 年	30 年	令和 元年	2 年	過去 5 年間の 増減数 (率)
一般行政	88	91	89	92	92	91	3 (3.4%)
教育	17	14	13	14	13	10	▲7 (▲41.2%)
消防							
普通会計計	105	105	102	106	105	101	▲4 (▲3.8%)
公営企業等会計計	107	109	113	111	110	114	7 (6.5%)
総合計	212	214	215	217	215	215	3 (1.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数